

甲府市行政評価外部評価
平成30年度評価結果報告書

平成30年8月

甲府市行政評価外部評価委員会

目 次

1	はじめに	．．．．．	1 P
2	評価対象施策の選定	．．．．．	1 P
3	評価結果	．．．．．	1 P
4	評価内容	．．．．．	2 P
	防災・危機管理対策の推進	．．．．．	2 P
	子ども・子育てへの支援	．．．．．	4 P
5	行政評価外部評価制度の改善点	．．．．．	7 P
6	附属資料	．．．．．	8 P
	(1) 委員会開催経過	．．．．．	8 P
	(2) 評価の流れ	．．．．．	8 P
	(3) 委員名簿	．．．．．	9 P
	(4) 甲府市行政評価外部評価委員会設置要綱	．．．．．	10 P

1 はじめに

甲府市では、平成 28 年度からの 10 年間を計画期間とした第六次甲府市総合計画の進行管理において、従来から行われてきた個別の事業を中心とした事務事業評価から、基本目標を達成するための「施策が効率的・効果的に進んでいるのか」、また、「施策を構成する事務事業が適切なのか」を評価する施策評価を導入したことから、平成 29 年度の外部評価においても、試行運用として施策評価を実施した。

本年度は、試行運用の改善点を踏まえ、職員への施策評価制度に関する研修会の実施や委員が評価する際の作業時間を増やすなど、運用を見直すなか、担当部局からの説明や質疑により、施策や構成事務事業について、精力的に評価及び検証を進めてきたところであり、本報告書は、それらの結果について報告するものである。

本委員会としては、今後、甲府市におかれては、市民の「幸福」と地域の「発展」のため、この内容を真摯に受け止め、施策展開や事務事業の見直しに活用する中で、常に、市民の立場に立ち、市政運営に尽力されることを期待するものである。

2 評価対象施策の選定

評価対象施策は、第六次甲府市総合計画の施策の大綱に位置付けている 37 施策及び基本構想の推進における 4 つの方針を対象とした。平成 30 年度については、委員長と企画部長の協議により、次の 3 つの条件を考慮し選定することとした。①「次代を担う子どもたちを育む」「健やかな暮らしを支える」「安全な暮らしを守る」「都市基盤の利便性を高める」の 4 つの施策の柱に含まれる施策であること。②平成 29 年度に評価対象となった所管部を除くこと。③平成 29 年度市民実感度調査結果の中～下位に該当するものであること。これらを踏まえ、「防災・危機管理対策の推進」、「子ども・子育てへの支援」の 2 施策を選定した。

3 評価結果

施策名	評価
防災・危機管理対策の推進	B 効果を挙げている
子ども・子育てへの支援	B 効果を挙げている

評価区分	
A	大きな効果を挙げている
B	効果を挙げている
C	あまり効果が挙げられていない
D	効果が挙げられていない

4 評価内容

施策名	防災・危機管理対策の推進
構成事務事業 ◎主要事業 ○一般事業	【市民意識の高揚と地域防災力の向上】 ◎防災対策整備事業 ○総合防災訓練事業 ○防災行政用無線管理事業 ○災害救助事業 ○防災事務 【河川・水路の整備】 ◎一般河川改修事業 ○水防事務 【危機管理体制の強化】 ◎危機管理対策事業
基本目標	安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）
施策の方向	災害に強いまちづくりを進めるため、災害に対する市民意識の高揚や自助・共助・公助の連携による地域防災力の向上を図るとともに、河川・水路の整備などに取り組みます。また、新たな危機事象に対処するための危機管理体制の強化に取り組みます。
担当所管室	市長直轄組織 危機管理室
外部評価	B 効果を挙げている
委員評価内訳	A大きな効果を挙げている（0） B効果を挙げている（3） Cあまり効果が挙げられていない（2） D効果が挙げられていない（0）

1 外部評価の内容

本施策「防災・危機管理対策の推進」は、災害に強いまちづくりを進めることを目的に、「防災対策整備事業」、「総合防災訓練事業」、「一般河川改修事業」、「危機管理対策事業」等で構成されている。

施策の実現のために、「甲府市地域防災計画」に沿った様々な事業等を実施する中で、防災に対する市民意識の醸成や「自助」・「共助」・「公助」の連携による地域防災力の向上を図るとともに、河川・水路の整備等に取り組んでいる。

また、「危機管理基本計画」や「甲府市国民保護計画」、「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、新たな危機事象に対処するための危機管理体制の強化にも取り組んでいる。

近年、東日本大震災・熊本地震・大阪府北部の地震など、大規模な地震の発生を踏まえ、将来的に発生が予測されている南海トラフ地震・首都直下地震の発生確率も高められた。こうした意味からも、この施策の位置づけは、ますます重要となっている。

こうした点を考慮すると、市の防災の拠点となる市役所本庁舎、市内の小中学校や市立甲府病院、公民館などの関連施設での防火訓練・避難訓練等の実施や山梨県との連携による河川氾濫時の対応訓練、山梨県大規模災害時医療救護マニュアルに基づく医療救護体制の整備

を目的とした訓練の実施などは、概ね評価できる。

また、大規模な災害に備えた、県内外の自治体との相互応援協定や民間企業との支援協力に関する協定の締結、自衛隊・医師会・ライフライン関連企業・各種協会等と連携を図る中で、市民参加の宿泊訓練等を行う「総合防災訓練」の実施、土砂災害が想定される特定地域における、避難勧告の発令訓練や実働避難訓練についても同様である。

「自助」・「共助」の重要性を再認識するため、市内全 520 自治会を対象に実施している「地区防災研修会」や地域防災力の向上を図るため、防災リーダーの全自治会への在籍を目標に実施している「防災リーダー指導育成研修会」、全戸配付している「わが家の防災マニュアル」（日本語版・外国語版）についても、一定の評価はできるが、今後は、自治会未加入者・外国人市民の増加や防災リーダーの高齢化などを踏まえた対応を進めるとともに、民間事業所や大学等に対しても防災リーダーの役割を担う人材の育成・確保を働きかけ、災害時に備えた取組の輪を広げ、これらの取組が効果的に機能するようにしていく必要がある。

なお、本年度策定する「甲府市災害時受援計画」については、これまでに被災地に派遣した職員の意見を聞くとともに、災害のあった都市の職員に十分な確認を行い、より実践的な計画とすべきである。

構成事務事業については、多方面からの防災・危機管理面を網羅しており、概ね妥当であるが、危機管理室は市の防災・危機管理機能の総合的な職責を有する部署であることから、市全体の防災・危機管理情報等の更なる一元化に努める中で、市の取組に対する認知度の向上、若者の参画の拡大など、より一層効果的な防災対策、危機管理対策を推進することが重要である。

この施策の成果指標については、施策の効果に対する市民実感度が最も重要な指標と思われるが、それに加え、「自主防災組織が実効性のあるものか」「防災リーダーがその役割を果たせるか」等について「基準」を定め、当該基準を満たす自主防災組織や防災リーダーの率・割合などをアンケート調査やヒアリング等から把握した上で、設定することも必要と考える。

2 構成事務事業に対する意見

《防災対策整備事業》

- 危機管理室は、災害等が起きたとき、市で実施している防災に関する事業を全て把握していないと災害時に効果的な対応をとることはできないことから、関係部との更なる連携を図るべきである。

《総合防災訓練事業》

- 参加者が特定の市民に偏り、固定化している状況が見られることから、今後は参加未経験者の参加の拡大を図る必要がある。

《防災行政用無線管理事業》

- 防災アプリは使いやすく、また甲府市内の災害関連情報が、特定の地点・区域ごとに分かりやすく表示されるため、大変有効だと考える。

《危機管理対策事業》

- ▶ 他機関・他自治体と連携していることを「見える化」した連携訓練・対策を実施すべきである。特に新型インフルエンザについては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の趣旨に則り、山梨県と連携した取組を市民にも分かるように進める必要がある。

施策名	子ども・子育てへの支援
構成事務事業 ◎主要事業 ○一般事業	<p>【幼児教育や保育サービスの充実】</p> <p>◎放課後児童クラブ事業 ◎教育・保育施設等運営給付事業</p> <p>◎公立保育所事業 ◎幼稚園就園奨励事業</p> <p>○子育て短期支援事業</p> <p>【経済的負担の軽減】</p> <p>◎すこやか子育て医療費助成事業 ◎ひとり親家庭等医療費助成事業</p> <p>◎多子世帯等への利用者負担額(保育料)軽減事業</p> <p>○母子生活支援施設等措置事業 ○児童手当支給事業</p> <p>○ひとり親等福祉事業 ○養育医療事業</p> <p>【子育て相談支援】</p> <p>◎子育て総合相談窓口運営事業 ◎母子保健事業</p> <p>○子ども・子育て支援事務</p> <p>【地域で子育てを支える環境づくり】</p> <p>◎子ども支援推進事業 ◎放課後子供教室推進事業</p> <p>○子育て・お助け隊派遣事業 ○児童館等運営事業</p> <p>○ファミリー・サポート・センター事業 ○幼児教育センター事業</p>
基本目標	いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)
施策の方向	子どもを安心して生み育てることができ、子どもたちが笑顔で成長することができるよう、幼児教育や保育サービスの充実、経済的負担の軽減などにより、子育て家庭を支援するとともに、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めるなど、総合的な子ども・子育て支援に取り組みます。
担当所管室	子ども未来部 子ども未来総室
外部評価	B 効果を挙げている
委員評価内訳	A大きな効果を挙げている(0) B効果を挙げている(4) Cあまり効果が挙げられていない(2) D効果が挙げられていない(0)

1 外部評価の内容

本施策「子ども・子育てへの支援」は、子育て家庭を支援するとともに、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めるなど、総合的な子ども・子育て支援に取り組むことを目的に、

「放課後児童クラブ事業」、「すこやか子育て医療費助成事業」、「子育て総合相談窓口運営事業」、「子ども支援推進事業」等で構成されている。

施策の実現のために、「甲府市子ども・子育て支援計画」に沿った様々な事業等を実施するとともに、児童福祉法や子ども子育て支援法、児童手当法などの改正等を踏まえ、随時事業を見直す中で、子どもを安心して生み育てることができ、子どもたちが笑顔で成長することができるよう、幼児教育や保育サービスの充実、経済的負担の軽減等の事業を実施している。

2008年以降、我が国は、本格的な人口減少社会に突入したと言われている。人口減少については、自然減と社会減に分けることができるが、自然減についていえば、1970年代後半以降、合計特殊出生率が低下傾向にあることから、今後、その程度は、ますます加速化していくものと予測されている。

ある程度の豊かさを実現した先進国においては、人々の目標は「自己実現」に向かっており、ライフスタイルや意識もそれに応じて変化していることから、一般的には「少子化」の傾向が進んでいくことはやむを得ないものと言える。

しかしながら、国民・市民の「希望出生率」が現在の出生率を上回っていることは各種アンケート調査から分かっており、その実現は急務である。その対策の一つは、子どもをもつことの経済的負担の軽減と妊娠・出産・育児等に対する切れ目のない支援だと考えられる。

こうしたことを考慮すると、本施策はまさに、その中心的施策であると思われる。

本施策は、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを大枠で捉えており、「児童福祉」の観点からすれば、国庫補助事業を中心に、甲府市独自の事業が加味されており、概ね妥当である。

「子育て総合相談窓口運営事業」については、「おひさま」を運営し、妊娠期から子育て期の家庭の育児・しつけ・健康など様々な相談に応じる一方、「甲府市子育て支援アプリ すくすくメモリーズ」を運用し、子育て支援に関する情報やイベント情報などをきめ細やかに発信するとともに、予防接種の管理、子どもの成長記録の支援等を行っていることから、一定の評価ができる。

また、「母子保健事業」では、「子育て世代包括支援センター」を開設する中で、「マイ保健師制度」を導入し、新たな関連事業を実施することで、切れ目のない支援の充実を図るなど、意欲的な取組がなされている。

「放課後児童クラブ事業」では、働く女性が増え、ライフスタイルも変化していることへの対応として、「子ども子育て支援法」を踏まえ、対象学年を拡大するとともに土曜日の開設や開設時間を延長するなどの工夫もみられる。

今後は更なる市民サービスの向上及び効率的、効果的な運営を目指し、利用者にとって分かりやすいように、各種事務事業を調整、整理するべきである。

例えば、「放課後児童クラブ事業」と「放課後子供教室推進事業」については、厚生労働省と文部科学省の所掌分野の違いに基づくセクショナリズムが影響し、市民にとって極めて分かりにくくなっている。

対象者や地域・民間の活用などの整理を行い、施策の柱にある「次代を担う子どもたちを育む」への手段とするべく、「甲府モデル」のより一層の推進を図るべきである。

また、「子ども相談センター（おひさま）」、「子育て世代包括支援センター」など、類似した名称が多く、市民にとってはこの違いが分かりにくいいため、保健所設置にあわせ、検討が必要と考える。

なお、「ファミリー・サポート・センター事業」、「児童館等運営事業」、「幼児教育センター事業」、「子育て・お助け隊派遣事業」などの類似事業については、市民の意見を聞く中で、統合等の検討が必要である。

成果指標については、この施策だけでその向上が期待される訳ではないが、児童福祉的観点からの指標だけでなく、出生率向上に関する指標も取り入れる必要がある。

また、満3歳未満児の保育利用率を成果指標とするのであれば、保育所の利用者を保育利用希望のある人（潜在的な人を含む）で除し、算出するところであるが、現状では、保育利用希望のある人（潜在的な人を含む）と希望のない人の意思にかかわらず、すべての満3歳未満児を対象として除しており、保育利用の希望が前提となっていないことから、算出方法などについて、検討が必要である。

基本的に、福祉関連施策の成果指標の設定には難しいものがあるが、アンケート調査やニーズ調査等を行い、市民満足度やニーズ充足率などの効用指標を設定した上で、その向上を目指すべきである。

2 構成事務事業に対する意見

《放課後児童クラブ事業》

- ▶ 利用料金については、一律料金とするのではなく、所得により金額を変える、利用回数によって変える、2人目以降は利用料金を減額する等の工夫があっても良い。

《児童手当支給事業》

- ▶ 電子申請を進めていく中で、個人情報保護を考慮した対応が必要である。

《子育て総合相談窓口運営事業》

- ▶ 小事業「子育て応援優良事業者表彰」については、子育てに対する寄与度に関して、表彰を考慮する際の諸項目間で、相当な差があるため、部門別の表彰や寄与する程度に応じた表彰とするなど、制度の変更をすべきである。
- ▶ 子ども相談センターの相談内容には今後「発達障害」に関わる事案が増えてくることが予想されることから、相談にあたる職員の研修内容に、この事案を盛り込むことが必要である。

《子育て・お助け隊派遣事業》

- ▶ 子育て家庭の孤立の防止や育児不安の軽減を目的としているが、それらのエビデンス（根拠）が示されていないことから、事業内容を根本的に見直す必要がある。

《ファミリー・サポート・センター事業》

- ▶ 利用者のニーズが「送迎を伴う保育所等の時間外の一時的預かり」にあり、協力会員の高齢化問題、事故が発生した場合の損害賠償問題があるため、民間委託等を考える必要がある。

5 行政評価外部評価制度の改善点

本年度の行政評価外部評価は、昨年度の試行運用を経て、本格的な評価へと移行したが、評価を行う中で、次のとおり改善すべき点をまとめたので、前向きな検討をお願いするものである。

1 目的・手段の明確化と成果指標の適切な設定について

施策評価にとって、目的である施策と、その実現手段である構成事務事業との間の連鎖構造は、評価を行う上での基礎となるものである。この連鎖構造を的確に把握するためには、施策の方向（目的）が、当該施策の実施によって実現すべき具体的姿（あるべき姿）として明確に表現されていることが重要である。今回、評価を行ってみて、こうしたことが遵守されているとは言い難かった。今後は、この点について改善を図りたい。

施策の成果指標は、施策の目的や意図がどの程度達成されたか、どのような成果や効果があったかなどを定量的に測るものであり、評価をする上で極めて重要なものである。

しかしながら、今回の評価においては、適切な指標の設定がなされてはいなかった。

今後は、各部局において、組織をあげて適切な評価指標の設定を行うよう努められたい。こうした指標の設定が難しい場合には、日ごろから意識してアンケート調査や市民満足度調査等を行うよう努め、それらの結果を加工した上で効用指標を設定するなど、指標の設定に工夫を図りたい。

なお、施策の成果指標は、施策実現の手段である構成事務事業を網羅したものとして設定されたい。

2 職員への施策評価に対する知識の周知・徹底等について

行政評価外部評価を実施するにあたり、より適正な評価が可能となるよう、職員への制度周知や指導を徹底されたい。

3 評価作業について

正確な施策評価を行うためには、担当部局から十分な聞き取りを行い、施策及び事業についての理解を深めた上で、委員同士で活発な意見交換を行うことが必要である。そ

のためには、説明資料やヒアリングシートに工夫を凝らすとともに、聞き取りの時間を増やすことを検討されたい。

6 附属資料

(1) 委員会開催経過

次の日程により、外部評価委員会を開催した。

第1回	平成30年5月31日(木)	外部評価の説明
第2回	平成30年7月5日(木)	施策の説明(施策:防災・危機管理対策の推進)
第3回	平成30年7月6日(金)	施策の説明及びヒアリング (施策:防災・危機管理対策の推進)
第4回	平成30年7月12日(木)	施策の説明(施策:子ども・子育てへの支援)
第5回	平成30年7月13日(金)	施策の説明及びヒアリング (施策:子ども・子育てへの支援)
第6回	平成30年8月3日(金)	評価のとりまとめ
第7回	平成30年8月9日(木)	評価結果報告書を市長に提出

(2) 評価の流れ

ア 外部評価の実施:4回実施

評価は、委員が施策評価所管室等から説明をうけた後、評価するにあたり十分な情報を得るためのヒアリングを行った。また、活発な議論ができるよう、1施策を2回に分けて行った後、委員が個人の意見を発表した。

[1回目 120分]

項目	内容
学習・研究会 〈ヒアリング〉 (120分程度)	施策所管室長が、事前配布した資料やパワーポイント資料を用いて施策を、事業所管課長(室長)が事業について説明後、委員と所管課職員と対話形式で意見交換を行い、施策及び事業内容の理解を深める。

[2回目 60分~120分]

項目	内容
① 評価内容協議 〈補足ヒアリング〉 (25分程度)	委員はそれぞれ評価に向け、意見交換を行う。 補足があれば、ヒアリング等を行い、施策及び事業についての理解を深めるとともに、改善点やあり方について議論を行う。
② 意見発表 (35分程度)	各委員は、評価結果及びその理由や改善点などを発表する。

イ 評価結果のとりまとめ：1回実施

評価結果のとりまとめにあたっては、事務局において各委員の意見発表の内容などを基に評価結果（案）を作成し、施策ごとに議論を行い、とりまとめを行った。併せて、改善点のとりまとめを行った。

[1 施策あたり 40 分]

項 目	内 容
① 評価結果（案）の説明 （5分程度）	作成した評価結果（案）について、事務局から説明する。
② 評価結果（案）の議論 （25分程度）	委員は、評価結果（案）に対する意見を述べ、修正等について議論する。
③ 修正等の確認 （10分程度）	委員長は、議論の結果を踏まえ、修正箇所等の確認を行う。

(3) 委員名簿

役 職	氏 名	区 分
委 員	花 輪 仁 士	学識経験者
委 員	小 林 和 美	学識経験者
委員長	外 川 伸 一	甲府市行政改革を考える市民委員会
委 員	渡 辺 たま緒	甲府市行政改革を考える市民委員会
委 員	矢 崎 孝 子	一般公募
委 員	波木井 淳 一	一般公募
委 員	樋 口 勇 人	一般公募

(4) 甲府市行政評価外部評価委員会設置要綱

甲府市行政評価外部評価委員会設置要綱

平成29年3月31日

(設置)

第1 市民参画を得て、施策及び事務事業に対する第三者の視点からの評価及び意見を聴取し、行政評価の客観性と透明性の確保並びに効率的で質の高い行政サービスの提供を図るため、甲府市行政評価実施要綱第7の規定により甲府市行政評価外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は次の事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 市の行政評価
- (2) その他行政評価に関する事項

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる8名以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 甲府市行政改革を考える市民委員会委員 2名
- (3) 一般公募による者 4名以内

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(評価の対象)

第7 評価対象とする施策等は、別途策定する「外部評価実施要領」に定めるところによる。

(評価の方法)

第8 委員会は、行政内部で実施した一次評価等を基に、施策ごとに、その施策等の内容について関係職員とのヒアリングを行い、委員会の議決により施策等の評価を決定する。

(評価結果の集約)

第9 委員長は、全ての評価終了後、評価結果を記載した「外部評価結果報告書」を作成し、出席委員全員の承認を得る。

(会議の公開)

第10 委員会の会議は、原則として公開する。

(議事録の作成)

第11 委員会の議事録は事務局が作成し、出席委員全員の承認を得る。

(庶務)

第12 委員会の事務を処理するため、事務局を企画部に置く。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 甲府市事務事業外部評価委員会設置運営要綱（平成16年6月1日企第2号）は、廃止する。